

●地区計画

◆制限については、青梅市都市計画課
TEL.0428-22-1111(代表)まで問い合わせください。

地区計画は、地区レベルでのきめ細かなまちづくりを目指し、地区の特性に応じて街路、公園等の地区施設と建築物の用途、形態、敷地規模等について総合的な都市計画を定め、その計画に基づいて建築または開発行為を誘導・規制するもので、良好な地区環境の整備と保全を図る制度です。

○新町地区地区計画

地 区 建 築 物 整 等 に 関 連 す る 事 項	位 置	青梅市新町1丁目、新町2丁目、新町3丁目、新町4丁目、新町5丁目、新町6丁目、新町7丁目、新町8丁目および新町9丁目各区内						
	面 積	約 190.2ha						
	地区の 細区分	名称	住宅地区A	住宅地区B	沿道住居地区A	沿道住居地区B	沿道商業地区	駅前商業地区
		面積	約 137.8ha	約 7.1ha	約 14.9ha	約 10.9ha	約 17.3ha	約 2.2ha
	建 築 物 の 用 途 の 制 限	次に掲げる用途に供する建築物は建築してはならない。						
			床面積の合計が150㎡を超える店舗、飲食店その他これらに類するもの	床面積の合計が500㎡を超える事務所	ホテルまたは旅館		学校	風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号の一に該当する営業の用に供する建築物
	建 築 物 の 敷 地 面 積 の 最 低 限 度	110㎡ ただし、既にこれ未満の敷地についてはこの限りではない。						
壁 面 の 位 置 の 制 限	建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は0.6m以上としなければならない。ただし、この距離の限度に満たない距離にある建築物または建築物の部分が次の各号の一に該当する場合には、この限りではない。 1 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの 2 自動車車庫で軒の高さが2.3m以下であるもの							
建 築 物 等 の 形 態 ま た は 意 匠 の 制 限	建築物の屋根、外壁、および工作物の色彩は、刺激的な原色を避け、落ち着いた色調にするものとする。							
垣 また は さ くの 構 造 の 制 限	道路境界の垣またはさくの構造は、生垣または開放的なフェンスとする。ただし、宅地の地盤面から1.0m以下のコンクリートブロック造および石造その他これらに類するものにあつては、この限りでない。							

○都立誠明学園周辺地区地区計画

地 区 建 築 物 等 に 関 連 す る 事 項	位 置	青梅市新町3丁目地内				
	面 積	約 13.5 ha				
	地区の 細区分	名称	住宅 地 区	文 化 施 設 地 区	学 園 地 区	
		面積	約 1.5 ha	約 1.0 ha	約1.0 ha	
	建 築 物 の 用 途 の 制 限	次の建築物以外は建築してはならない。 (1) 住宅、共同住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ事務所、店舗の用に供する部分の床面積合計が50平方メートル以内のもの (3) 診療所 (4) 巡査派出所、公衆電話所、その他これらに類する公益上必要な建築物 (5) 前各号の建築物に付属する建築物			次の建築物以外は建築してはならない。 (1) 公会堂 (2) 集会場 (3) 建築基準法第48条の許可を受けたもの (4) 前各号の建築物に付属する建築物	次の建築物以外は建築してはならない。 (1) 児童福祉施設 (2) 建築基準法第48条の許可を受けたもの (3) 前各号の建築物に付属する建築物
	壁 面 の 位 置 の 制 限	建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は2.0m以上でなければならない。				
	建 築 物 等 の 形 態 ま た は 意 匠 の 制 限	屋根、外壁等の色彩は、良好な住環境にふさわしい、落ち着いた色合いのものとする。				
垣 また は さ くの 構 造 の 制 限	都市計画道路3・4・6号線および3・4・17号線以外の道路境界の垣またはさくの構造は、生垣または開放的なフェンスとする。ただし、コンクリートブロック造および石造その他これに類するものを設置する場合の高さは宅地の地盤面から1.0m以下とする。		道路境界の垣またはさくの構造は、生垣または開放的なフェンスとする。ただし、コンクリートブロック造および石造これらに類するものを設置する場合の高さは、宅地の地盤面から1.0m以下とする。			